

# 松江農業振興地域整備計画書

島根県松江市（平成 26 年 6 月）

## 第 1 農用地利用計画

### 1 土地利用区分の方向

#### (1) 土地利用の方向

##### ア 土地利用の構想

###### 〔位置・範囲〕

本市は、島根県の東部、山陰地方の中央部に位置し、東西約 41km、南北約 31km の広さで、宍道湖・中海を有し、東は安来市、西は出雲市、南は雲南市と接し、北は日本海に面している。

気候は、山陰型気候の特性を備え比較的温暖である。松江地方気象台の資料（1981 年～2010 年）によると、気温は 14.9 度、降水量は 1,787.2mm で、日照時間は 1,696.2 時間である。

###### 〔土地利用の状況〕

平成 23 年 8 月に東出雲町と合併したことにより、総面積は 573k m<sup>2</sup> となり、その土地利用は 51% が山林、約 10% が農地として拓け、北部に島根半島、南部に中国山地からの支陵となる丘陵地帯があり、東に中海、西に宍道湖を有し、これを結ぶ大橋川が地域の中央を貫流している。

この大橋川北部には平坦な市街地を、また佐陀川・講武川沿いは、本市有数の耕地を形成しており、中海地内には、牡丹・雲州人参の産地であり、なだらかな丘陵地からなる大根島・江島を有し、保全すべき良好な田園景観を形成している。

宍道湖南東部の雲南市・安来市境では、東西に 200m から 600m 前後の山地が連なり、大橋川南部に平坦な市街地を、また意宇川沿いにまとまった耕地を形成している。

###### 〔人口・産業〕

平成 22 年度の国勢調査によると、旧松江市と旧東出雲町の人口合計は 208,613 人と、平成 12 年の人口合計 211,564 人から 2,951 人減じている。松江市総合計画の後期基本計画では、目標年次の平成 28 年度の人口を 203,000 人と推計し、同計画の目標を 208,000 人としている。

産業別就業人口を部門別にみると、第 1 次・第 2 次産業の割合は減少傾向にあるが、第 3 次産業は増加している。構成比でみると、第 1 次産業 4.4%、第 2 次産業 18.7%、第 3 次産業 76.4%と、県都・商業都市として発展してきた経緯から、第 3 次産業が中心である。第 1 次産業は、所得の伸び悩みや就業者の高齢化等、深刻な問題を抱えており、産業に占める割合の低下が進行している。

###### 〔将来の土地利用の方向〕

農業振興地域における優良農用地は、農地転用等の土地利用規制があるなかで、住宅地を中心として年平均 8ha が転用され、森林は年平均で約 14ha 減少している。原野については耕作放棄地の増大とその解消に向けた取り組みが行われているが増加傾向にある。

今後は、定住対策として住宅整備や企業誘致を促進していくうえで、市街化区域や集落に隣接する一部農用地や、集落の周辺部の農用地が農用地以外の用途へと転換することが予想される。

しかしながら、農地は食糧自給率の向上や安心安全な農産物の提供等、農業生産を行う上で貴重な資源であり、特に農業振興地域の優良な農地については、集落営農組織・農業生産法人・認定農業者等、担い手への農地の利用集積・集団化を促進し、耕作放棄地の対策等も推進しながら、市の重点作物を中心とした生産を行うための地域として確保し、都市化の進展と調和のとれた土地の有効活用を図る。

また、今後、農業を振興する地域においては、商品力の高い農産品への生産力を集中する等、少量多品目から脱却して高収益化を図り、それを背景とした人材の確保・育成に努める必要がある。

### 農業振興地域の土地利用の動向及び目標

単位：ha

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (H23)	5,744	14.63	30.1	0.1	27,305.5 (24)	69.58	6,162	15.60	39,241.6	100
目標 (H32)	5,553.5	14.15	36	0.1	27,573.7 (24)	70.27	6,074.3	15.48	39,237.5	100
増減	△190.5		5.9		268.2		△87.7		△4.1	

(注) 〇内は混牧林地面積である。

数値は下記資料の合算値である

資料：松江農業振興整備計画管理状況調書(平成 23 年 12 月 2 日現在)

東出雲農業振興地域整備計画管理状況調書(平成 23 年 12 月 2 日現在)

目標(H32)は農業企画課推計

$$\textcircled{1} \text{農用地目標面積} = (\text{現在の面積}) - (\text{農業振興地域除外面積}) - (\text{推定転用面積}^*) - (\text{農業用施設用地への推定転用面積}^{**})$$

\* 基礎資料「耕地の拡張及び改廃見通し」より

\*\* 農家アンケート調査結果より推計

$$5,553.5\text{ha} = 5,744\text{ha} - 2\text{ha} - 182.5\text{ha} - 6\text{ha}$$

$$\textcircled{2} \text{農業用施設用地目標面積} = (\text{現在の面積}) + (\text{農家アンケート調査結果の農林業施設への転用予定面積}^*)$$

$$32\text{ha} = 26\text{ha} + 6\text{ha}$$

$$*3.7\text{ha}(\text{農家アンケート調査結果}) \div 0.58(\text{有効回答率}) \doteq 6\text{ha}$$

$$\textcircled{3} \text{森林・原野の目標面積} = (\text{現在の面積}) + (\text{森林・原野の移動面積}^*)$$

$$27,573.7\text{ha} = 27,305.5\text{ha} + 268.2\text{ha}$$

\* 基礎資料「耕地の拡張及び改廃見通し」より

④その他＝(現在の面積)－(農業振興地域除外面積)＋(推定転用面積)－(森林・原野の移動面積)  
 6,074.3ha＝6,162ha－2ha＋182.5ha－268.2ha

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 5,744ha のうち①～③に該当する農用地約 4,746 ha について農用地区域を設定する。

(農用地区域として設定する区域)

- ①集団的に存在する農用地
- ②土地改良事業等の施行に係る区域内の土地(国の直轄または補助に係る事業)
- ③上記以外で、地域の特性に即した農業振興を図るため、農業上の利用を確保することが必要な土地(地方公共団体の土地改良事業施行地、野菜・果樹の産地、経営規模の拡大を図るべき土地等)

(イ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定するとした現況農用地に介在または隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの 10.72ha について農用地区域を設定する。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針 (農用地区域の用途面積)

単位：ha

区分 計画名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・原野等
	現況 (H26)	将来 (H35)	増減	現況 (H26)	将来 (H35)	増減	現況 (H26)	将来 (H35)	増減	現況 (H26)	将来 (H35)	増減	現況 (H26)	将来 (H35)	増減	現況
松江	4,072	4,101	29	53	70	17	0	0	0	7	7	0	4,132	4,178	46	46
東出雲	508	555	47	0	9	9	0	0	0	4	4	0	512	568	56	56
計	4,580 (4,476)	4,656 (4,552)	76	53	79	26	0	0	0	11	11	0	4,644 (4,548)	4,746 (4,642)	102	102

(注)将来数値については農地転用面積を見込んでいない。計欄0は耕地面積。

「現況」は、用途区分の現況面積

「将来」は、用途区分の将来面積

イ 用途区分の構想

(ア) 湖北ブロック

(a) 大野、大垣地区(A-1、A-2)

**農用地区域の位置・現況用途**

- ① 大野川、草野川沿い(A-1-1)と、大垣地区の4つの谷沿い(A-2-1～A-2-4)にある帯状の緩傾斜地帯の農地約 156ha は、ほ場整備が完了し、主に水田として利用されている。

- ② 山間地にある畑地を中心とした農地約 68ha(A-1-1 北部・A-1-2)は、一部地すべり関連ほ場事業が完了し、畑地・樹園地として利用されている。

#### **将来用途**

- ① 平坦地では、担い手の育成による農地の利用集積や作業受委託を促進し、また、次世代の人材育成に取り組みながら水稻を中心にした生産を行い、農地の有効活用を図る。  
農業用施設用地：約 1ha(温室・鉢物生産管理地)
- ② 山間地では、既存の生産組織による西条柿・やまのいもの生産や乳用牛・肉用牛の生産に取り組む。また、地形条件が不利なため、農道整備や中山間地域等直接支払交付金事業や農地・水保全管理支払交付金事業を導入し、農地等の適切な管理と環境保全を促進する。

#### **(b) 秋鹿・岡本地区、長江地区(A-3、A-4)**

##### **農用地区域の位置・現況用途**

- ① 岡本川・秋鹿川沿い(A-3-1)、西長江川・東長江川沿い(A-4-1、A-4-2)、高原(A-3-2) の緩傾斜地帯の農地約 156ha と、長江干拓地(A-4-4)の農地約 33ha はほ場整備が完了し、主に水田として利用されている。  
農業用施設用地：約 1ha(市民農園)
- ② 上大野に隣接する山間地(A-3-3)の畑地を中心とした農地約 63ha は、主に西条柿などの団地として利用されている。

#### **将来用途**

- ① 平坦地では組織化と農地の利用集積を促進し、水稻・そば等の生産に取り組み、農地の有効利用を図る。
- ② 山間地では肥沃な土地条件を活かし、西条柿・秋鹿ごぼう・ぶどう等の生産に取り組む。また、農地・水保全管理支払交付金事業を導入し、農地等の適切な管理と環境保全を促進する。

#### **(c) 古江・生馬地区(A-5)**

##### **農用地区域の位置・現況用途**

古曾志川・西谷川・講武川・佐陀川沿いの平坦地にある本市最大の農地約 508ha はほ場整備が完了し、水稻を中心に麦・そば等の生産が行われている。

#### **将来用途**

樋門改修や排水機場の整備を進めるとともに、特定農業法人等による農地の利用集積・集団化等を一層促進し、水稻・麦・そば等を中心に生産性の向上を図る。また、農地・水保全管理支払交付金事業を導入し、農地等の適切な管理と環境保全を促進する。

また、佐陀川流域に広がる良好な田園風景は、佐陀川開削の歴史的な背景があり、また、松江市内でも独特な景観を有しており、農地の利用促進とともに保全を図る。

### **(イ) 東ブロック**

#### **(a) 長海地区、邑生・枕木地区、上本庄地区、新庄地区、上宇部尾地区(B-1～B-5)**

### 農用地区域の位置・現況用途

- ① 長海川沿い(B-1)、本庄川沿い(B-3)、新庄地区(B-4)、上宇部尾地区(B-5)の緩傾斜地帯の農用地約 200ha は一部ほ場整備(79ha)が完了し、地域全体が主に水田として利用されている。
- ② 農地造成(約 13ha)が一部完了している野原地区、邑生・枕木地区の畑地(B-2)約 9.5ha では主に西条柿の生産が行われている。

### 将来用途

- ① 新庄地区は、未整備のほ場整備(70ha)があることから、正確な農地の状況把握を行い、有効活用に努めるとともに、それぞれの地区内において組織化と農地の利用集積を促進する。
- ② 西条柿の産地として品質の向上に取り組む。また枕木地区で中山間地域等直接支払交付金事業を活用し農地の保全を図る。

## (b) 持田東地区、持田西地区、川津地区(B-6、B-7、B-8)

### 農用地区域の位置・現況用途

持田東地区の福原(B-6-1)・坂本(B-6-2)・川原(B-6-3)の国道 431 号南北に広がる平坦地と、小倉川・持田川・坂本川沿いの緩傾斜地帯の農地約 84ha、川津地区(B-8-1、B-8-2)の農地と市街地に隣接する持田西地区(B-7)の平坦地および緩傾斜地の農地約 127ha は、持田西地区で一部ほ場整備(約 46ha)が完了し、地域全体が水田・畑地として利用されている。

### 将来用途

未整備ほ場区域周辺では住宅等の建設により都市化・市街化が進みつつある。水稻・野菜を中心に、組織化等による農地の利用集積や作業受委託の促進や耕作放棄地対策を推進し、農地の有効利用を図る。

また、農地・水保全管理支払交付金事業や耕作放棄地対策事業を導入し、農地等の適切な管理と環境保全を促進する。

## (c) 朝酌地区、大井・福富地区、中の島地区(B-9、B-10、B-11)

### 農用地区域の位置・現況用途

- ① 朝酌地区(B-9)の緩傾斜地帯の農地約 30ha は一部ほ場整備(約 6ha)が完了しており、主に水田として利用され、傾斜地は茶園として利用されている。

また、朝酌地区の草地造成(約 4ha)が完了した区域を含めた約 7ha は採草放牧地として利用されている。

- ② 大橋川・朝酌川・剣先川に囲まれた平坦な農地(B-11)約 80ha は農道整備が行われ、主に水田として利用されている。大井・福富地区(B-10)の中海に面した平坦な農地約 55ha の北部は茶園として、また、ほ場整備が完了した平坦地は水田として利用されている。

### 将来用途

- ① 法人組織等による水稻を中心とした生産に加え、大豆・茶・畜産等の複合経営を促進していく。
- ② 組織化等による農地の利用集積や作業受委託を促進し優良農地として確保する。

## (ウ) 湖南ブロック

### (a) 忌部地区(C-1)

#### 農用地区域の位置・現況用途

- ① 忌部川沿いと、その支流の急傾斜地帯に点在する農地(C-1-1～C-1-4)約 153ha は一部ほ場整備(約 52ha)が完了し、主に水田として利用されているほか、畑地では野菜・津田かぶ等の生産が行われている。
- ② 空山開拓地(C-1-5)の農地約 27ha は農地造成が一部完了(約 11ha)しており、野菜を中心に生産が行われている。

#### 将来用途

- ① 水稲・そば・野菜・肉用牛の複合経営を促進するとともに、土地条件が不利であることから、耕作放棄地対策事業や中山間地域等直接支払交付金事業を活用し農地の保全を図る。
- ② 空山開拓地は、野菜の生産や観光農園として農地の有効利用を図る。

### (b) 乃木・乃白地区、大庭・佐草地区、大庭空山地区(C-2、C-3、C-4)

#### 農用地区域の位置・現況用途

- ① 忌部川下流の乃木・乃白地区(C-2)と、大庭・佐草地区(C-3)の佐草川・馬橋川沿いのまとまった平坦な農地 84ha は、大庭地区で一部ほ場整備(14ha)が完了し、地域全体で、主に水田として利用されている。  
※H22 の用途区域編入により 18ha 減、大庭地区のほ場整備から約 9ha 減
- ② 大庭空山地区(C-4)の農地造成が完了した樹園地 53ha では西条柿・茶の生産が行われている。

#### 将来用途

- ① 大庭・佐草地区では組織化等による農地の利用集積や稲作機械の共同利用で効率化と生産性向上を図る。
- ② 大庭空山地区(C-4)では西条柿・茶の産地として品質向上に取り組む。また耕作放棄地対策事業や農地・水保全管理支払交付金事業等を活用し、農地等の適切な管理と環境保全を促進する。

### (c) 竹矢・大草・今宮・出雲郷地区、八幡・川向・出雲郷地区、意宇・錦浜地区(C-5、C-6、C-7)

#### 農用地区域の位置・現況用途

- ① 意宇川沿いと、意宇川河口域にあるまとまった平坦な農地(C-5、C-6)約 297ha は、ほ場整備(約 169ha)が完了した地域を中心に主に水田として利用され、水稲・麦・そば等の生産が行われている。  
※合併により旧松江市側約 223ha に旧東出雲町側 74ha を加えた。またほ場整備については同様に 108ha に 61ha を加えた。
- ② 国営中海干拓事業により造成された揖屋干拓地の農地約 243ha は、大規模な畑地として利用され、キャベツ・アスパラガス・たまねぎ・津田かぶ・いちじく・葉たばこ等多くの作物が生産されている。

#### 将来用途

- ① ため池整備等の基盤整備を進めるとともに、法人化等による農地の利用集積・集団化、高生

産性農業機械の導入を促進し、水稻・麦・そば等を中心に生産性の向上を図る。また、旧東出雲町の中海沿岸地区は平坦地であるものの、排水条件が極端に悪いことから、今後作目ごとの団地化を進めながら基盤整備について検討していく。

- ② 生産性向上や営農組織等の育成に取り組み、また、就農支援やサポート体制を充実し、担手の確保や農地の利用率向上を図る。

また、農地・水保全管理支払交付金事業を導入し、農地等の適切な管理と環境保全を促進する。さらに約 5ha を農業用施設用地として確保する。

※旧松江市側約 1ha に旧東出雲町約 4ha を加えた。

## (エ) 鹿島ブロック

### (a) 講武地区(D-1)

#### 農用地区域の位置・現況用途

上講武の講武川沿いの帯状の農地と、北講武・南講武・名分の平坦な農地約 204ha はほ場整備(約 169ha)が完了した地域を中心に、水稻・大豆・アスパラガス・花き・茶等の生産が行われている。

#### 将来用途

水稻や転作作物の大豆を中心に、既存の農業法人・営農組織による農地の利用沖積を促進し生産性向上を図る。また、中山間地域等直接支払交付金事業や農地・水保全管理支払交付金事業を導入し、農地等の適切な管理と環境保全を促進する。

### (b) 佐太地区(D-2)

#### 農用地区域の位置・現況用途

佐陀川を中心に、南北の平坦な農地約 38ha は概ねほ場整備(約 36ha)が完了しており、水稻・アスパラガス・いちじく等の生産が行われている。

#### 将来用途

水稻・野菜を中心に、組織化等による農地の利用集積や作業受委託等を促進する。また、農地・水保全管理支払交付金事業を導入し、農地等の適切な管理と環境保全を促進する。

## (オ) 島根ブロック

### (a) 野波地区(E-1)

#### 農用地区域の位置・現況用途

千酌路川・里路川沿いに南北に細長く連なる緩傾斜地の農地約 34ha と小波の農地約 14ha は、ほ場整備(約 25ha)が完了し、主に水田として利用されている。

また、千酌路川・里路川沿いに菌床生椎茸栽培施設(3 か所)約 0.2ha、さらに多古に肥育牛管理施設約 0.3ha(牛舎・農舎・堆肥舎)が農業用施設用地として整備されている。

#### 将来用途

水稻・椎茸・肉用牛を中心に、組織化等による農地の利用集積や作業受委託、高生産性農業機械の導入等を促進し、生産性の向上を図る。

(b) 加賀地区、大芦地区(E-2、E-3)

**農用地区域の位置・現況用途**

澄水川沿い(E-2)と森田川沿い(E-3)に南北に連なる平坦な農地と緩傾斜地帯の農地からなる約74haの農地は概ねほ場整備(約53ha)が完了し、水田及び畑地として利用されており、主に水稲・いちじく等の生産が行われている。

また、澄水川・森田川沿いに菌床生椎茸栽培施設(3か所)約0.8haが農業用施設用地として整備されているほか、大芦地区で採草放牧地約10haが整備されている。

**将来用途**

営農組織の育成、農地の利用集積や作業受委託、高生産性農業機械の導入等を促進するとともに既存の施設を有効利用し、大芦いちじくや菌床生椎茸の産地化を図る。また、中山間地域等直接支払交付金事業を活用し農地の保全を図る。

**(カ) 美保関ブロック**

(a) 千酌地区、片江地区(F-1、F-2)

**農用地区域の位置・現況用途**

千酌川沿い(F-1-1)、稲積川沿い(F-1-2)、大谷川沿い(F-2-1)の農地約106haのうち平坦地では水稲・大豆の生産が行われている。

**将来用途**

千酌地区で県営ほ場整備事業(23ha)が行われ、既存の営農組織が法人化していることから、今後は高生産性農業機械の導入による作業の効率化や作業受委託の促進を図る。

また、中山間地域等直接支払交付金事業を活用し農地の保全を図る。

(b) 美保関地区、森山地区(F-3、F-4)

**農用地区域の位置・現況用途**

森山の伊屋谷川・横田川沿い(F-4-2)、下宇部尾の緩傾斜地帯(F-4-3)の農地約87haは、平坦地で水稲の生産が行われている。

**将来用途**

水稲を主体として果樹等との複合経営で農地の有効利用を図る。また、山林を利用した果樹生産地を確保する。

**(キ) 八雲ブロック**

(a) 岩坂地区(G-1)

**農用地区域の位置・現況用途**

意宇川下流の平坦地と東岩坂川・桑並川沿いの緩傾斜地帯の農地約125haでは、ほ場整備(約95ha)が完了した地域を中心に主に水田として利用され、水稲・施設野菜・葉わさび・椎茸・花き等の生産や肉用牛の飼育が行われている。また、近年は獣害対策で得られたイノシシ肉の加工生産なども取り組まれている。



## 将来用途

農道整備、営農組織の育成、農地の利用集積、作業受委託等を促進するとともに、既存施設を有効利用し、葉わさびや椎茸等の産地化を図る。

また、中山間地域等直接支払交付金事業や農地・水保全管理支払交付金事業、耕作放棄地対策事業、農地水保全管理支払交付金事業、中山間地域等直接支払交付金事業を導入し、農地等の適切な管理と環境保全を促進する。

### (b) 熊野地区(G-2)

#### 農用地区域の位置・現況用途

意宇川沿いの平坦な農地約 34ha と、各谷沿いの緩傾斜地帯の農地約 66ha は、ほ場整備(約 40ha)が完了した地域を中心に主に水田として利用され、水稻・施設野菜・椎茸・葉わさび・花き等の生産や肉用牛の飼育が行われている。

また、萱野・大田、矢谷川上流では約 20ha が採草放牧地として整備されている。

#### 将来用途

既存の滞在型体験農業施設等を有効利用した交流・食育の促進や葉わさび・椎茸等の産地化を図るとともに、営農組織の育成、農地の利用集積や作業受委託等を促進する。

また、中山間地域等直接支払交付金事業や農地・水保全管理支払交付金事業、耕作放棄地対策事業、農地水保全管理支払交付金事業、中山間地域等直接支払交付金事業を導入し、農地等の適切な管理と環境保全を促進する。

### (c) 平原地区(G-3)

#### 農用地区域の位置・現況用途

平原川沿いとその支流の緩傾斜地帯の農地約 69ha は、ほ場整備(約 52ha)が完了した地域を中心に水稻・肉用牛・メロン等の生産が行われている。また、畦石室では約 5ha が採草放牧地として整備されている。

#### 将来用途

水稻・施設野菜・肉用牛を中心に、営農組織等による農地の利用集積や作業受委託を促進し生産性の向上を図る。

また、耕作放棄地対策事業や中山間地域等直接支払交付金事業を導入し、農地等の適切な管理と環境保全を促進する。

## (ク) 玉湯ブロック

### (a) 布志名地区、湯町地区、玉造地区(H-1、H-2、H-3)

#### 農用地区域の位置・現況用途

① 布志名川、玉湯川沿いの平坦な農地と、JR 山陰本線玉造温泉駅南から山陰道に挟まれた緩傾斜地帯の農地約 75ha では、ほ場整備(約 17ha)が完了した地域を中心に水稻・そば・メロン等の生産が行われている。

② 玉造地区(H-3)の山間地にある棚田状の農地 31ha は主に水田として利用されている。

### 将来用途

- ① ため池の整備を進めるとともに営農組織を中心に水稻・野菜等の生産に取り組み、農地の利用集積や作業受委託、高生産性農業機械の導入等を促進し農地の有効利用を図る。
- ② 組織化等による農地の利用集積や作業受委託等を促進する。

#### (b) 林地区 (H-4)

##### 農用地区域の位置・現況用途

根尾・本郷・柳井・別所の各谷沿いの緩傾斜地帯の農地約 93ha では、ほ場整備(約 35ha)が完了した地域を中心に水稻や転作作物として大豆・そば等の生産が行われている。また、約 2ha が採草放牧地として利用されている。

##### 将来用途

水稻・そば・大豆等の生産、肉用牛・乳用牛の飼育に取り組む。既存の営農組織が法人化していることから、今後は高生産性農業機械の導入、地域資源を活用したそば打ち体験等、観光と連携した農業振興を促進する。

また、耕作放棄地対策事業や農地・水保全管理支払交付金事業を導入し、農地等の適切な管理と環境保全を促進する。さらに、現況採草放牧地の周辺の山林約 4ha を開発し、採草放牧地として利用する。

#### (c) 大谷地区 (H-5)

##### 農用地区域の位置・現況用途

玉湯川沿いと各谷沿いの棚田状の農地約 57ha は主に水田として利用されている。

##### 将来用途

ほ場整備(20ha)、暗渠排水(20ha)を進め、水稻を中心に生産を行い、営農組織等の育成・法人化による農地の利用集積や作業受委託、高生産性農業機械の導入等を促進する。

また、中山間地域等直接支払交付金事業を活用し農地の保全を図る。さらに、尾谷地区の山林約 13ha(草地造成予定地)を採草放牧地として確保する。

### (ケ) 宍道ブロック

#### (a) 宍道地区 (I-1、I-2)

##### 農用地区域の位置・現況用途

伊志見川・江尻川・佐々布川・同道川沿いの比較的平坦な農地 160ha と北部の昭和干拓地 53ha は、ほ場整備(約 109ha)が完了した地域を中心に主に水田として利用され、水稻・大豆・そば・アスパラガス等の生産、肉用牛・乳用牛の飼育が行われている。

また、昭和干拓地に隣接する宍道ライスセンター0.3ha と島根中央家畜市場施設のうち 0.7ha(畜舎・飼料庫)が農業用施設用地として整備されている。さらに、c 島根中央家畜市場施設のうち 5ha が採草放牧地として整備されている。

##### 将来用途

宍道大森で用排水路整備を進めるとともに、営農組織を中心に水稻・大豆・そば・アスパラガ

ス等の生産性向上と、肉用牛・乳用牛の品質向上に取り組み、農地の利用集積や作業受委託、高生産性農業機械の導入を促進する。特にそばは、生産者とまつえ南商工会が連携してそば祭等とおして普及に取り組みまれている。

また、耕作放棄地対策事業、中山間地域等直接支払交付金事業や農地・水保全管理支払交付金事業を導入し、農地等の適切な管理と環境保全を促進する。

#### (b) 来待地区 (I-3、I-4、I-5)

##### **農用地区域の位置・現況用途**

来待川・弘長寺川・同道川沿いの比較的平坦な農地と、鏡・佐倉・田根・和名佐の農地 221ha は、ほ場整備(179ha)が完了した地域を中心に主に水田として利用され、水稻・大豆・アスパラガス等の生産、肉用牛・乳用牛の飼育が行われている。また、西来待・上来待に採草放牧地(約 12ha)が整備されている。

##### **将来用途**

東来待・西来待で農道整備、上来待で用排水路整備を進めるとともに、営農組織の育成による農地の利用集積や作業受委託を促進する。

また、耕作放棄地対策事業、中山間地域等直接支払交付金事業や農地・水保全管理支払交付金事業を導入し、農地等の適切な管理と環境保全を促進する。

#### (c) 八束ブロック

##### (a) 八束地区 (J-1～8)

##### **農用地区域の位置・現況用途**

沿岸部の水田 42ha と八束町全域にゆるやかな起伏をもつ畑地 310ha で牡丹・雲州人参・はまぼうふう等の生産が行われている。

##### **将来用途**

牡丹については、抑制苗の生産拡大に向けた冷蔵施設整備を行い、販路拡大を行っており、今後は台湾・ロシアに向けた市場拡大に取り組む。雲州人参については、産・学・行政が連携して土壌改良技術・促成栽培技術の研究による生産拡大を図る。

#### (サ) 東出雲ブロック

##### (a) 意宇川東岸地区、須田地区、三沢地区、須田採草地区(K-1、K-2、K-3、K-4)

##### **農用地区域の位置・現況用途**

- ① 意宇川東岸地区は意宇川水系・須田川・ため池などの入り組んだ水系を持つ平坦地であり、ほ場整備等の基盤整備が完了した地域を中心に水稻・都市近郊野菜の生産が行われている。
- ② 須田地区は出雲郷地区山間盆地地帯に位置し、60ha が主に水田として利用されているが、排水条件等が不良であったため基盤整備を行ってきた。
- ③ 三沢地区は山林が主な地帯であるが丘陵地であり樹園地に適している。
- ④ 須田採草地区は、かつて採草放牧地として開発されたが、土質が肥弱なため荒廃している。

##### **将来用途**

- ① 意宇川東岸地区は稲・都市近郊野菜については生産団地化を図り、営農組織の育成による農地の利用集積や作業受委託を促進する。
- ② 須田地区は水稻のほか裏作作物として大豆・飼料用作物・野菜の生産を行い、さらに果樹・畜産との複合経営を目指す。営農組織が法人化したことから農地の利用集積や作業受委託を促進する。
- ③ 三沢地区はほ場整備が完了した須田に隣接しており、樹園地として整備し、水稻との複合経営を目指す。
- ④ 須田採草地区は須田三沢の営農組織が法人化されたことにより耕畜連携を再度確立し、改めて採草放牧地として整備を行う。

(b) 西揖屋地区、五反田地区、崎田地区(K-5、K-6、K-7)

**農用地区域の位置・現況用途**

- ① 西揖屋地区の水田 11ha は市街化区域に隣接した山間地の谷間にあり主に水田として利用されている。
- ② 五反田地区は揖屋地区唯一の水田地帯ではほ場整備や農道整備が完了している。
- ③ 崎田地区の農地 19ha のうち 18ha が畑地基盤整備を完了している。

**将来用途**

- ① 西揖屋地区は水稻に加えて野菜栽培等も進め、利用効率を高める。
- ② 五反田地区は大型農道が東西に貫通したことから高生産性農業機械の導入を進める。  
また、耕作放棄地対策事業、農地・水保全管理支払交付金事業を導入し、農地等の適切な管理と環境保全を促進する。
- ③ 崎田地区は、西条柿・露地野菜の産地化を進める一方で、小規模な農地の所有者が多いことから、農地の利用集積や作業受委託を促進する。

(c) 中意東地区、上意東地区、畑地区、羽入地区、野呂開拓地区  
(K-8、K-9、K-10、K-11、K-12)

**農用地区域の位置・現況用途**

- ① 中意東地区は東出雲ブロックで最も早く基盤整備が完了しており、水田 41ha を有する。
- ② 上意東地区の水田は山間棚田であったが、昭和 57 年度に基盤整備が、また、地域活性化事業により土づくりが完了している。
- ③ 畑地区は高品位の西条柿の産地であり、約 15ha にわたり栽培されている。
- ④ 羽入地区は水田 19ha のうち 16ha の基盤整備が完了している。
- ⑤ 野呂開拓地区は林業用苗畑が中心である県下最大の苗圃であり、一部では梨の生産が行われている。

**将来用途**

- ① 中意東地区は兼業化が進み、農地の高度利用が図られていないことから、農地の利用集積や作業受委託を促進する。  
また、耕作放棄地対策事業、農地・水保全管理支払交付金事業を導入し、農地等の適切な管

理と環境保全を促進する。

- ② 上意東地区は高齢化が進んでいることから、農地の利用集積や作業受委託、農業機械の共同利用等を推進する。

また、耕作放棄地対策事業、中山間地域等直接支払交付金事業や農地・水保全管理支払交付金事業を導入し、農地等の適切な管理と環境保全を促進する。

- ③ 畑地区は西条柿の主な市場である山陽方面に加え関西方面への市場拡大を図り、現在の柿畑に加えて周辺の山林を約 30ha 開拓し、生産性向上を図る。

- ④ 羽入地区は高齢化等により農地利用の低下が見られることから、農地の利用集積や作業受委託を進める。

また、耕作放棄地対策事業、農地・水保全管理支払交付金事業を導入し、農地等の適切な管理と環境保全を促進する。

- ⑤ 野呂開拓地区では現在の林業用苗圃に加え、一部露地野菜の生産や梨等の果樹栽培を推進する。

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農用地区域内には、水田を中心に 4,589ha の農地が広がっており、昭和 40 年以降、県営・団体のほ場・農道・ため池整備事業等の農業生産基盤の整備を計画的に行ってきた。現在(平成 24 年)では約 2,321ha のほ場で整備が完了している。

今後、ほ場整備事業と併せて、国・県補助事業や松江市単独事業等による農業水利施設・農道・老朽化した頭首工等の整備を行い、農業生産性の向上を図る。

※旧松江市約 1,880ha から市街化区域に編入された乃白・大庭の面積約 18ha を除き、旧東出雲町の約 459ha を加えてほ場整備の面積を求めた。

#### (ア) 湖北・東・湖南ブロック

本ブロックの農地約 2,198ha のうち、約 1,860ha が水田として利用され、湖北ブロックを中心に、ほ場整備済みの優良農地約 1,070ha で水稻・麦・そば等の生産が行われている。

現在、農道・農業水利施設・ほ場整備を進め、農業生産性の向上が図られている。主な事業としては、ほ場整備(新庄)、農道整備(大野)、樋門改修(古江・生馬)、ため池整備(竹矢、大井・福富)、排水機場改修(生馬)がある。

#### (イ) 鹿島ブロック

本ブロックの農地 242ha のうち約 200ha が水田として利用され、ほ場整備済みの優良農地約 200ha で水稻・大豆等の生産が行われている。

今後、農道・農業水利施設の整備を進め農号生産性の向上を図る。

#### (ウ) 島根ブロック

山間地の谷筋に農地が広がり、水稻・果樹等の生産が行われている。農地 122ha のほとんどが水田として利用され、約 78ha のほ場整備が完了している。

今後、農道・農業水利施設の整備を進め農号生産性の向上を図る。

#### **(エ) 美保関ブロック**

急傾斜地の谷沿いに農地が広がっており、農地 193ha のうち約 100ha が水田として利用され、畑地では果樹の栽培が行われている。千酌地区では県営ほ場整備事業が完了し、農業生産性の向上が図られた。このほかの地区ではため池整備(北浦)を計画している。

#### **(オ) 八雲ブロック**

中山間地の谷沿いに農地が広がり農地 249ha のうち約 260ha が水田として利用されている。このうち約 187ha のほ場整備が完了し水稻・野菜等の生産が行われている。

今後、農道・農業水利施設の整備を進め、農業生産性の向上を図る。主な事業としては農道整備(西岩坂)が 2 期工事が平成 25 年度に完了予定である。

#### **(カ) 玉湯ブロック**

本ブロックの農地 256ha のうち、約 230ha が水田として利用され、現在 52ha のほ場整備が完了し、水稻・大豆・そば等の生産が行われている。

今後、頭首工の改修・農道・農業水利施設・ほ場整備を進め、農業生産性の向上を図る。主な事業としてはほ場整備(大谷)、ため池整備(布志名)、頭首工改修(玉造)を計画している。

#### **(キ) 宍道ブロック**

本ブロックの農地 434ha のうち約 390ha が水田として利用され、佐々布川・来待川沿いにはほ場整備済みの農地約 288ha が広がり、整備可能地については概ねほ場整備は完了し、水稻・大豆・そば等の生産が行われている。

今後、農道・農業水利施設の整備を進め、農業生産性の向上を図る。主な事業としては農道整備(東来待・西来待)、用排水路整備(佐々布・上来待)を計画している。

#### **(ク) 八束ブロック**

本ブロックの農地 352ha のうち、約 310ha が畑地として利用され、牡丹・雲州人参・はまぼうふう等の生産が行われている。

今後、農道・農業水利施設の整備を進め農業生産性の向上を図る。主な事業としては農道整備(遅江)、排水路整備(遅江・二子)を計画している。

#### **(ケ) 東出雲ブロック**

本ブロックの農地の 55%を占める田は傾斜度 1/1000 程度の平坦な地帯が多く、水系にも恵まれており、30a 区画のほ場が多い。未整備地区の農地は用排水兼用水路であり、排水性が問題となっているほ場があることから、中小河川改修や用排水路の整備が必要である。

2 農業用生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要			受益の範囲		対図番号	管理計画番号	備考
				受益地区	受益面積(ha)			
農道	細原農道整備	農道	800m	湖北	24.0	1	D-11	大野
	西岩坂2期農道整備	農道	1,604m	八雲	165.0	2	B-3	西岩坂
	宍道南農道整備	農道	1,300m	宍道	10.0	3	D-3	東・西来待
	高尾基盤整備	農道 排水路	500m 160m	八束	17.0	4	D-14	遅江
区画整理	新庄ほ場整備	区画整理 暗渠	70ha 70ha	東	70.0	5	A-4	新庄
	大谷ほ場整備	区画整理 暗渠	20ha 20ha	東	20.0	6	D-2	大谷
用水改良	長江樋門改修	樋門	1基	湖北	32.3	7	C-10	古江・生馬
	山根ため池整備	堤防工	50m	湖南	45.0	8	C-29	竹矢
	稲積ため池整備	堤体工	40m	美保関	10.0	9	C-1	北浦
	井頭2号ため池整備	堤体工	60m	玉湯	15.0	10	C-2	布志名
	雨ヶ池ため池整備	堤体工	32m	玉湯	2.5	11	C-3	布志名
	宍道大森基盤整備	用排水路	780m	宍道	5.0	12	D-5	佐々布
	和名佐基盤整備	用排水路	955m	宍道	7.0	13	D-6	上来待
排水改良	東瀧ノ内排水機場改修	排水機場	3基	湖北	269.0	14	A-1	生馬
	何連基盤整備	排水路	500m	八束	50.0	15	D-10	二子

(注) 資料：農業農村整備事業管理計画(平成24年10月現在)

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

農業生産基盤の整備は、農村地域における産業の振興等に重要な役割をはたしており、農道・林道・集落道等の整備にあたっては、松江市森林整備計画との調整を図りながら、その効果が十分達せられるよう整備を進める。

(注) 資料：森林整備計画、農林課聞き取り

### 4 他事業との関連

農業生産の向上に直結する道路網の整備については、主要幹線道路から分岐する市道・農道等を一体的に整備し、農産物の輸送時間の短縮を図り、市場の需要に即応して産地間の競争にも対応ができる体制づくりを促進する。



### 第3 農用地等の保全計画

#### 1 土地利用区分の方向

本市では近年、農家所得の伸び悩みや担い手不足、高齢化によって耕作条件の不良な農地等を中心に耕作放棄地が拡大している。農家アンケート調査結果によると耕作放棄地があると答えた農家は、全体の約半数(1,873戸 51.9%、有効回答数 3,609戸)に及んでいる。農地として活用すべき耕作放棄地は、耕作放棄地対策を活用しながら積極的に担い手農家や農業生産法人等への集積を図り、その解消に努めるとともに、中山間地域等直接支払交付金事業、農地・水保全管理支払交付金事業等の導入や、市独自の松江市農山村活性化基本条例なども活用しながら農村・農業の維持振興を図り、耕作放棄地の新たな発生の防止に努める。また、当市の農用地区域では、獣害が発生する区域も年々拡大していることから、抜本的な有害鳥獣対策を行う必要がある。

島根半島や宍道湖南部地域は農地地すべり地帯が広く分布しており、今後も農地地すべり対策事業を推進し、農地や集落の保全に取り組んでいく。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	管理計画番号	備考
		受益地区	受益面積(ha)			
防災 施設	槇山農地地すべり対策事業 排水ボーリング 1,000m 排水路 300m 抑止工 一式 槇山第二期農地地すべり対策事業 排水ボーリング 950m 承水路 750m 抑止工 一式	湖南	34.9 35.0	A	C-11 C-22	忌部
	湖北東農地地すべり対策事業 排水路 576m 承水路 825m 抑止工 一式 湖北東農地地すべり対策事業 排水路 720m 承水路 750m 抑止工 一式	湖北	155.8 156.0	B	C-21 C-26	大垣
	湖北中央第二期農地地すべり対策事業 排水ボーリング 1,000m 抑止工 一式	湖北	262.3	C	C-19	秋鹿
	大野第二期農地地すべり対策事業 排水ボーリング 800m 排水路 170m 抑止工 一式	湖北	296.1	D	C-20	大野
	島根半島東部第二期農地地すべり対策事業 排水ボーリング 1,810m 排水路 210m	美保 関	85.2	E	C-18	笠浦
	湖南農地地すべり対策事業 排水ボーリング 1,980m 水路 1,850m 抑止工 一式	湖南 八雲 玉湯 宍道	1,351.8	F-1 ~F-6	C-30	平原 来待・佐々布 玉湯別所 玉造 忌部

### 3 農用地等の保全のための活動

水源かん養機能や洪水防止機能等、農業の持つ多面的機能が持続的に発揮されるためには、農業に不可欠な農地・農道・ため池・水路等を適切に維持管理していく必要がある。

#### ア 中山間地域等直接支払交付金事業

平成 22 年度から始まった第 3 期対策を積極的に導入し、中山間地域の農業を維持・継続し、適切な農地の保安全管理を図っていく。

本市の事業対象地は次表のとおりで、このなかで事業要件を満たした区域で協定を締結し、農業・農地の維持が図られている。

指定根拠	区域名等
①地域振興立法指定地域 (5 法指定地域)	鹿島町(半島)、島根町(半島)、美保関町(半島・過疎)、八雲町(特定農村)
②島根県中山間地域活性化基本条例による中山間地域	玉湯町城床、宍道町小林、宍道町和名佐
③農林統計上の中山間地域に指定された地域	旧本庄村、旧持田村、旧古江村、旧忌部村、旧大野村、旧秋鹿村、玉湯町全域(条例地域を除く)、宍道町全域(条例地域を除く)、旧出雲郷村、旧意東村

(注) 資料：「中山間地域等直接支払 松江市基本方針」

#### 第 3 期対策における松江市内の協定（平成 25 年 10 月現在）

協定数	59 協定			
	集落協定(58 協定)	①5 法指定区域	17 協定	
			八雲	13 協定
			島根	2 協定
			美保関	1 協定
			鹿島	1 協定
		②及び③の区域	41 協定	
			松江	23 協定
			玉湯	9 協定
			宍道	8 協定
			東出雲	1 協定
	個別協定(1 協定)	①5 法指定区域	八雲	1 協定
協定面積	2,676,791 m <sup>2</sup>			
	①5 法指定区域	1,015,490 m <sup>2</sup>		
		急傾斜(田)	417,008 m <sup>2</sup>	
		緩傾斜(田)	598,276 m <sup>2</sup>	
		急傾斜(畑)	206 m <sup>2</sup>	
		緩傾斜(畑)	0 m <sup>2</sup>	
	②及び③の区域	1,661,301 m <sup>2</sup>		
		急傾斜(田)	1,608,730 m <sup>2</sup>	
		緩傾斜(田)	48,281 m <sup>2</sup>	
		急傾斜(畑)	4,290 m <sup>2</sup>	
	緩傾斜(畑)	0 m <sup>2</sup>		

(注) 資料：農政課

イ 農地・水保全管理支払交付金事業

平成19年度から始まった①農家と非農家による水路の草刈りや泥上げなどの地域の共同活動や植栽などによる農村環境保全活動に対する支援(共同活動支援交付金)、②水路や農道などの補修や更新などに対する支援(向上活動支援交付金)を行う事業であることから、積極的に導入を図っている。

事業導入を行う地区と活動組織数(平成25年10月現在)

活動組織数：48組織(共同活動48組織・向上活動15組織*)			
松江	28組織(共同活動28組織・向上活動11組織)		
湖北	共同活動	19組織	
	向上活動	7組織	
東	共同活動	3組織	
	向上活動	0組織	
湖南	共同活動	6組織	
	向上活動	4組織	
鹿島	2組織		
	共同活動	2組織	
	向上活動	0組織	
八雲	1組織		
	共同活動	1組織	
	向上活動	0組織	
玉湯	3組織		
	共同活動	3組織	
	向上活動	1組織	
宍道	4組織		
	共同活動	4組織	
	向上活動	1組織	
島根	1組織		
	共同活動	1組織	
	向上活動	0組織	
東出雲	9組織		
	共同活動	9組織	
	向上活動	5組織	

\*向上活動の組織数は共同活動を行う組織が行っていることから重複する

(注) 資料：農政課

4 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林は、地域住民生活に密着した森林であり、保育・間伐等の森林整備を積極的に行い、水源かん養機能の維持向上や山地災害の防止に努める。

また、中山間には簡易水道施設があり、農業用水等の水源確保の観点からも、森林整備計画との整合性を図りながら事業を促進する。

#### 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

##### 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

###### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市においては、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいがあるものとなるよう、将来の農業経営発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。

具体的な経営の指標は、松江市及びその周辺地域市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者の生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人当たり概ね400万円)、年間労働時間(主たる農業従事者1人当たり2,000時間)の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

これらの目標を達成するため、担い手への農用地利用の集積や認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化を促進していく。

(注) 資料：「松江市農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想」(平成22年5月 松江市告示第253号)

農業経営の指標

営農類型	作目構成	流動化 目標面積	備考
水キヤベ	稲	200a	【目標年度:平成27年度】 [農用地面積予測] 5,744ha* [集積目標面積] 2,423.9ha* [集積率] 42.2%*
そば	稲	300a	
水津田か	稲	300a	
そば	稲	130a	
水西条	稲	200a	
そば	稲	420a	
水いちじ	稲	100a	
そば	稲	280a	
ほうれん草	稲	300a	
そば	稲	35a	
ほうれん草	稲	200a	
き	稲	21.60a	
トルコギキョウ	稲	39.60a	
ストック	稲	11.52a	
牡丹苗木生産	稲	11.52a	
牡丹促成鉢生産	稲	180a	
牡丹抑制鉢生産	稲	2.88a	
薬用人参	稲	2.88a	
牡丹促成鉢生産	稲	2.88a	
牡丹抑制鉢生産	稲	2.88a	
繁殖牛・肥育牛一貫	繁殖母牛	150a	
	育成牛	20頭	
	子牛	2頭	
	肥育牛	19頭	
	飼料作物	16頭	
		200a	
酪農	経産牛	50頭	
	育成牛(1)	10頭	
	育成牛(2)	10頭	
	飼料作物	1,000a	
水	稲	900a	
そば	稲	600a	
小麦	稲	600a	
水稲作業受託	稲	2,000a	
水	稲	900a	
そば	稲	600a	
水稲作業受託	稲	2,000a	

\*旧松江市・旧東出雲町の合併後の数値から推計

(注) 資料:「松江市農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想」(平成22年5月 松江市告示第253号)

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市においては、農用地等の効率的かつ総合的な利用に関して、以下の方向に誘導していく。

- ・地域の農業の振興を図るため、農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施し、農

業の発展を目指す意欲と能力のあるものを支援する。

- ・松江地域農業再生協議会において、集落農業の将来展望と、それを担う経営体を明確にし、農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。
- ・農地情報の一元的な管理と提供を行う体制を整え、土地利用型農業による発展を図ろうとする農業者への利用権の設定等を進めるとともに、集団化・連担化した土地を担い手が利用集積できるよう努める。
- ・認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化への誘導を行う。
- ・地域農業への女性農業者の参加を促進するとともに、小規模兼業農家や高齢農家などに対しても農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について理解と協力を求める。

## 2 農業経営規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

本市においては、農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るため、以下の方策を実施する。

- ・利用権設定促進
- ・農地保有合理化の促進
- ・農地利用集積円滑化の促進
- ・農用地利用改善の促進
- ・作業受委託の促進

(注) 資料：「松江市農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想」（平成 22 年 5 月 松江市告示第 253 号）

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林を資源とした椎茸等の地域特産物の生産拡大や農業用施設用地の整備については、間伐材の有効利用、伐採竹を農業堆肥として利用する研究を進め、相互補完を行い農林業経営の安定化を図る。

(注) 資料：森林整備計画、農林課への聞き取り

## 第5 農業近代化施設の整備計画

### 1 農業近代化施設の整備の方向性

#### (1) 作目別近代化施設の整備の方向

##### [水稲][麦][大豆][そば]

上記作物については、組織化・法人化を促進するとともに、補助事業を活用した高生産性農業機械の導入を行い、作業受委託や農地の利用集積・集団化を促進し、作業の効率化と品質の向上を図る。

また、既存の育苗施設・乾燥調製貯蔵施設・農産物加工施設等の有効利用と、必要に応じた施設整備や農業機械のレンタル制度の導入についても検討していく。

##### [野菜・果樹]

野菜・果樹の重点作物については、専業農家や生産組織を中心に栽培技術の確立、既存施設の有効利用や営農組織化による機械の共同利用の促進、ハウスの整備等、施設の充実を図り、鮮度保持による品質向上・作業の省力化・需要に応じた安定供給に努める。

##### [工芸作物]

茶については、専業農家や農業生産法人を中心に、老朽化した製造機械の更新や新品種の導入を行い生産性向上を図る。

雲州人参については、生産組合を中心に既存の共同処理加工施設(人参乾燥施設)や二次加工施設(粉末加工・エキス抽出等)の有効利用と新たな商品開発等による販路拡大を図る。

##### [花き]

牡丹については、松江大根島牡丹協議会を中心に抑制苗の育成のため、補助事業の導入による低温処理施設の増設を行う。また、既存の低温処理施設や栽培機械等を利用し生産拡大を図る。

その他花き(シクラメン・ばら・ストック・トルコギキョウ・ユリ等)については、花卉生産組合や専業農家を中心に高度な栽培技術の濃密指導・修得、ハウス施設等の整備を図り安定生産に努める。

##### [特用林産物]

椎茸については、原木乾椎茸・生椎茸(菌床生椎茸を含む)の生産に取り組み、中核的生産者の育成と既存の椎茸栽培施設・乾燥施設等を有効利用し生産性向上を図る。

葉わさびについては、生産組合を中心に栽培技術の向上と既存の農産物加工施設を有効利用し、地域の特産品として生産性の向上を図る。

##### [畜産]

個人農家・和牛組合による優良牛の導入・更新やヘルパー制度等の充実を図るとともに、既存の牛舎・堆肥舎等の施設や機械の有効利用と共同飼養牛舎や総合堆肥センター(仮称)の設置について協議検討を行い、コスト低減と経営の安定化を図る。また、遊休農地を活用した放牧を促進し、



耕種農家と連携した生産体制を構築する。

## (2) 地区別近代化施設の整備の方向

### ①湖北ブロック

本ブロック内にはカントリーエレベーターが建設され、市内で生産される米の貯蔵出荷体制が確立されており、今後は施設の利用率向上を図り安定した良質米の供給に努める。

また、古江・生馬地区では、基盤整備が完了したまとまった農地で、特定農業法人・営農組織・認定農業者を中心に、水稻・そば・麦等の生産が行われており、今後は、組織育成に努め、補助し事業を活用した高生産性農業機械の導入・更新を図っていく。

### ②東ブロック

本ブロックは西条柿の産地であり、あんぽ柿の品質向上や新商品開発への取り組みを進め、必要な施設整備を検討していく。また、新庄地区ではほ場整備が計画されており、早期実現によって組織化や高生産性農業機械の導入により生産性の高い農業を目指す。

### ③湖南ブロック

ほ場整備の完了した地域では、営農組織を中心に水稻・麦・そば・施設野菜等の生産が行われており、今後は、営農組織の法人化の促進と補助事業を活用したハウス施設の整備や高生産性農業機械の導入を行っていく。

農地開発された地域では、茶・果樹の栽培が行われており、既存の農産物加工施設の有効利用を図る。

揖屋干拓においては生産組織による大規模畑作農業が行われており、機械や集出荷施設が整備されている。今後は、省力化や栽培管理機械の整備を進め、効率的な農業生産に取り組む。また、就農支援やサポート体制を充実し、担い手の育成・確保に努める。

### ④鹿島ブロック

本ブロックのほ場整備は完了し、営農組織や農業法人を中心に水稻・大豆等の生産が行われているが、既に農業機械の更新時期が来ている。施設については大豆の選別・乾燥・貯蔵施設や農産物加工施設、農産物直売所が整備され、効率的な利用が図られている。

今後は、高生産性農業機械の導入や作業受委託を促進するとともに既存施設の有効利用を図る。

### ⑤島根ブロック

水稻については加賀地区で機械共同利用組織による農業生産が行われているが、既に農業機械の更新時期が来ている。

いちじくについては集出荷施設として空き施設を利用しているが、施設の老朽化や作業スペース不足が課題であり、施設の確保や整備について検討する必要がある。

椎茸については各地域に栽培施設が設置され近代化が図られている。

#### ⑥美保関ブロック

農業生産活動を積極的に推進するため、千酌地区では平成 15 年に千酌共同作業組合が、平成 17 年には千酌土地改良区が設立され、千酌共同作業組合は平成 23 年に農事組合法人ちくみに改編した。ほ場整備についても平成 24 年度に完了しており、今後は、高生産性農業機械の導入による営農形態の改善や作業受委託・利用権設定の促進を図るとともに、地域に即した生産作物の研究開発を行う。さらに、既存の共同処理加工施設(味噌加工等)の有効利用を図り地域の特産品作りに努める。

#### ⑦八雲ブロック

本ブロックの基盤整備は概ね完了しており、今後は営農組織の育成や高生産性農業機械を導入し、低コスト農業の確立や転作の集団化を促進する。また、水稻・野菜・椎茸・葉わさび・花き等の既存の集出荷施設や農産物加工施設を有効利用し、地域の特産物として生産振興を図る。

#### ⑧玉湯ブロック

ほ場整備の完了した地域では、営農組織や農業法人を中心として水稻・大豆・そば等の生産が行われている。特定農業法人においては、農地の利用集積や先進的取り組みであるエコファーマーの認証取得、化学農薬・化学肥料 50%以上削減を目標に取り組んでいく。

また、営農組織の法人化の促進や堆肥利用による環境にやさしい農業への取り組みを進める。さらに、機械の共同利用を前提とした高生産性農業機械の導入による低コスト生産を目指すとともに、既存施設を有効利用し生産面の合理化を進める。

#### ⑨宍道ブロック

地区内のほ場整備は概ね完了しており、認定農業者・営農組織等を中心に水稻・そば等の生産が行われている。水稻については土壌改良剤散布機械を導入し品質の向上を図る。昭和干拓地の大豆・そばについては高生産性農業機械の導入による作業の効率化と規模拡大を図る。また、そば・味噌等の農産物加工施設を有効利用していく。

#### ⑩八束ブロック

農家アンケートの結果では牡丹の共同栽培管理施設の要望が多いが、冷蔵施設が限られており、積極的に出荷量を増やすことができない状況にある。今後は、販路開拓による輸出量の拡大が期待できることもあり、抑制苗の生産拡大に向けた低温処理施設整備を図る。

#### ⑪東出雲ブロック

本ブロックでは、重点作目が水稻・大豆・トマト・キャベツ・タマネギ・西条柿・かぶ・肉用牛・乳用牛・飼料作物の 10 品目であり、複合経営を促進する中で、組み合わせる作目としての一般野菜等の作目に合わせ、生産から集出荷の体制を近代化する施設の整備が必要である。

農業近代化施設の整備にあたっては、水稻を中心とするものを集落単位で、その他の作目については広域的に生産組織を中心として整備を進める。

(注) 資料：基礎資料、農家アンケート調査結果、JA くにびき農業振興計画、酪農・肉用牛生産近代化計画、産地実践構想(松江牡丹産地協議会)

## 2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対函番号	備考
		受益地区	受益面積	受益個数			
機械共同利用 (水稲・そば)	(浜分)農業機械 コンバイン・トラクター・田植機	湖南 浜分	—	—	特定農業団体 やわたファーム	1	
機械共同利用 (水稲)	(大草)農業機械 コンバイン・トラクター	湖南 大草	—	—	特定農業団体 営農組合おおくさ	2	
機械共同利用 (水稲)	(加賀別所)農業機械 トラクター・バインダー・田植機	島根 加賀別所	—	—	加賀別所水稲生産組合	3	
機械共同利用 (水稲)	(千酌)農業機械 トラクター・コンバイン・乾燥機	美保関 千酌	—	—	農事組合法人ちくみ	4	
機械共同利用 (水稲)	(湯町)農業機械 トラクター・コンバイン	玉湯 湯町	—	—	湯町南営農組合	5	
機械共同利用 (水稲・そば)	(根尾)農業機械 コンバイン・乾燥機・糶摺機	玉湯 林	—	—	根尾営農組合	6	
機械共同利用 (水稲・大豆)	(本郷)農業機械 コンバイン	玉湯 林	—	—	本郷営農組合	7	
機械共同利用 (水稲・そば)	(柳井)農業機械 田植機	玉湯 林	—	—	農事組合法人やない	8	
機械共同利用 (水稲・大豆)	(別所)農業機械 トラクター・コンバイン	玉湯 林	—	—	農事組合法人 ビスケット	9	
機械共同利用 (水稲)	(大谷)農業機械 コンバイン・乾燥機	玉湯 大谷	—	—	大谷上営農組合	10	
機械共同利用 (大豆・そば)	(昭和新田)農業機械 コンバイン	宍道 昭和新田 拓地	—	—	宍道新拓地耕作者組合	11	
共同集出荷貯蔵施設(牡丹)	(八束)集出荷貯蔵施設 冷蔵庫	八束	—	—	くにびき農業協同組合	12	
機械共同利用 (水稲)	(宍道)農業機械 土壌改良剤散布機	宍道	—	—	くにびき農業協同組合 (南営農センター)	未定	
機械共同利用 (アスパラガス)	農業機械 アスパラガス選別機・結束機	—	—	—	くにびき農業協同組合	未定	
共同飼養管理施設(畜産)	共同飼養牛舎 アパート式牛舎	—	—	—	くにびき農業協同組合	未定	

(注) 資料：産地実践構想(松江牡丹産地協議会)

聞き取り調査：くにびき農業協同組合、生産組合

### 3 森林の整備とその他林業の振興との関連

農業近代化施設整備にあたっては間伐材等の木材を利用した農業用施設等の整備を促進し経営の安定化を図る。

## 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市では島根半島地域や中山間地域を中心に過疎化や高齢化が進み、就農者の減少による農業生産力の低下が懸念されており、農業の担い手対策は喫緊の課題である。

現在、就農支援は、農業体験については市内や近郊の農家、農業技術・知識の修得については島根県立農林大学校や島根県東部農林振興センター松江農業普及部等、情報提供については(財)しまね農業振興公社、認定農業者や集落営農組織等については松江地域農業再生協議会で取り組みを行っており、今後もこの支援を継続していく。

(注) 資料：基礎資料、島根県農林水産部農業経営課、(財)しまね農業振興公社新規就農案内資料

### 2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

### 3 農業を担うべき者のための支援の活動

本市では、島根県、(財)しまね農業振興公社、(財)ふるさと島根定住財団、くにびき農業協同組合、松江地域農業再生協議会、県内農家等の関係機関等と連携して就農情報の提供、農業相談、農業体験、農業技術等の修得研修、就農準備等の支援を行っていく。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の林業従事者は農業との兼業が多く、林業技術の修得や労働条件の整備を進め、安定兼業のできる環境づくりを促進し、担い手の育成・確保に努める。また、体験活動・ボランティア活動を通じ、森林とのふれあいの場を提供し、都市部住民との交流を深め、幅広い人材の確保に努める。

(注) 資料：森林整備計画、農林課聞き取り

## 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1 農業従事者の安定的な就業促進の目標

本市においては、平成22年の農家戸数は2,697戸であり、専業農家430戸、兼業2,267戸であり、そのうち第1種兼業農家172戸、第2種兼業農家2,095戸となっている。兼業農家の他産業就業状況を就業形態別に見ると、恒常的勤務が最も多く、次いで自営兼業、日雇・臨時雇の順である。

市内の業種別就業人口の割合と比較してみると、兼業就業者の業種は、建設業や公務の割合が高く、その中でも自営兼業、日雇・臨時雇では、特に建設業の占める割合が高い。今後は、少子高齢化の進展に伴い財政事情が悪化するなかで、さらに建設業の縮小や公務員の削減が想定されることから、兼業就業者も大きく影響を受けるものと予想される。

農業従事者の安定的な就業を促進するには、まず雇用の場を確保し、雇用の拡大を図ることが求められる。そのため、経済波及効果の大きい観光産業を振興・拡大し、地域農産物を利用した食品加工業等の地場産業を育成するとともに、波及効果が期待できる優良企業の誘致を促進していく。

(注) 資料：平成21年島根県統計書(平成22年2月1日現在)

単位：人(兼業農家世帯主)

区分		従業地			区分		従業地			
I	II	松江市内	松江市外	全体	I	II	松江市内	松江市外	全体	
恒常的勤務	林業	27	4	31	日雇・臨時雇	林業	7	1	8	
	漁業	18	0	18		漁業	1	1	2	
	鉱業	3	1	4		鉱業	1	0	1	
	建設業	310	59	369		建設業	63	12	75	
	製造業	193	129	322		製造業	26	4	30	
	卸売・小売業	203	58	261		卸売・小売業	8	1	9	
	金融保険業	77	19	96		電気ガス水道	4	1	5	
	不動産業	5	1	6		通信運搬業	15	1	16	
	電気ガス水道	81	16	97		サービス業	47	5	52	
	通信運搬業	74	27	101		公務	11	3	14	
	サービス業	342	67	409		計	183	29	212	
	公務	401	100	501						
	計	1,734	481	2,215						
	自営兼業	林業	10	7		17	その他	漁業	7	0
漁業		77	18	95	建設業	3		0	3	
鉱業		0	0	0	製造業	3		4	7	
建設業		136	18	154	卸売・小売業	1		0	1	
製造業		23	7	30	不動産業	7		1	8	
卸売・小売業		58	8	66	電気ガス水道	1		0	1	
金融保険業		1	0	1	通信運搬業	0		1	1	
不動産業		52	1	53	サービス業	4		0	4	
電気ガス水道		18	3	21	公務	5		0	5	
通信運搬業		10	0	10	計	31		6	37	
サービス業		64	4	68						
公務		4	0	4	総計	2,401		582	2,983	
計		453	66	519						

(注) 資料：基礎資料、農家アンケート調査結果、平成21年島根県統計書(平成22年2月1日現在)

## 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

本市においては、今後もハローワーク松江や(財)ふるさと島根定住財団等の関係機関と連携し、農業従事者の就業動向や求職意識を把握するとともに、就職相談、求人情報の提供、職業訓練等の就業支援を行っていく。

また、農業生産の組織化や合理化を進め、農作業の負担を軽減するとともに農業生産組織の法人化を進め雇用の場を創出する。

さらに、農村生活の就業環境を改善するため、市の中心部と旧町村部を結ぶ道路等を整備し、就業地への通勤時間短縮を図っていく。

## 3 農業従事者就業促進施設

該当なし

## 4 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の兼業林業者は、市内勤務が約 8 割を占めており、市内に安定した雇用の場を確保することが林業就労にとって必要不可欠である。今後も企業誘致や就業支援等、安定兼業のできる地域づくりに努め、就業の促進を図る。

## 第8 生活環境施設の整備計画

### 1 生活環境施設の整備の目標

農村部は市民への新鮮な農産物の供給はもとより、緑地空間の保全等、安全で快適な市民生活と自然とが調和したまちづくりを支える上で重要な役割を担っている。今後も農村の活性化と定住促進を図るために生活環境の整備を進めていく。

#### [安全性]

農村部の生活道路は防犯灯が少なく狭幅員の道路が多いことから、歩行者の安全(防犯・交通)の確保や、緊急車両の通行幅員確保等の対策が必要である。

道路改良・道路標識・防護柵等の交通安全施設整備に取り組むとともに、防犯灯の設置を促進し農村間環境の改善に努める。

防災については、東日本大震災を踏まえて防災計画を見直し、屋外スピーカーの整備や行政情報住民告知システムの整備を進めながら、自主防災組織の結成を促進するなど地域防災力の強化を図る。また、平成23年度から斐伊川水系河川整備計画の大橋川改修工事が着工したことに伴い、松江市街地治水計画が策定され、河川や排水路の改修など総合的な施策を行い、安心安全なまちづくりに取り組む。

#### [保健]

ごみの減量化やリサイクルを促進し、新処理施設を効率的に活用する。また、収集・処理業務についてもその手法を検討する。不法投棄については地域自治会等との連携を図りながら、定期パトロールによる指導・監視に努める。

鳥獣被害の防止対策については、捕獲奨励事業や防護柵設置助成等の充実を図り、作物被害の防止に努める。

下水道施設については、公共下水道。農業集落排水・合併処理浄化槽等を組み合わせながら整備を進めていく。

#### [利便性]

交通体系の整備については、公共バスの主要機関への直行便や路線の拡大・増便を望む意見が多く、市域全体を通してバス路線ネットワークを構築し、鉄道や民間バスと連携した運行形態を確立する。

通信網の整備については、CATVの前肢普及に向けた整備を進めて地域情報の共有化と高速インターネット環境の整備を図る。また、携帯電話の基地局等の環境整備を進めて不感地帯の解消を図る。行政情報については行政機関相互のネットワーク構築による高度な電子市役所の構築を目指す。

#### [快適性]

地域住民の余暇活動や健康づくりの場として、農村公園や集会所等が利用されている。今後も、地域住民や設置団体の協力を得ながら、施設の維持・環境の保全に取り組んでいく。



## [文化]

文化活動については、特色のある活動を営んでいる文化団体や個人などの取り組みに対し支援を行うとともに、後継者等の人材育成を促す。

スポーツ活動については、学校施設や各地域の体育館等が利用されているが、各地域と連携し、広域的に既存施設の有効利用を図りスポーツ交流を促進していく。

(注) 資料：基礎資料、新市まちづくり計画、農家アンケート調査結果、農業委員会資料、松江市総合計画後期基本計画

### 2 生活環境施設整備計画

該当なし

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

水源かん養機能、山地災害防止機能、大気の浄化、騒音の防止等、森林は農村環境保全に大きな役割を果たしている。今後も、森林の持つ公益的機能を維持しつつ、自然との調和を図りながら農村生活環境の整備を進めていく。

### 4 その他の施設の整備に係る事業との関連

農村生活環境施設の整備にあたっては、農・林道や一般道の整備、下水処理施設の整備等、田事業との連携を図りながら農村環境の改善を図る。

## 第9 付図

### 別添

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図・農用地等保全整備計画図（付図2号）
- 3 農業近代化施設整備計画（付図3号）